

徳島県情報公開審査会答申第216号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年4月27日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- ① 農業委員に関するマニュアル（徳島農地関係事務処理要領）
- ② ○○に指導した伺い及び業務報告書（H○. ○. ○）徳島新聞

2 実施機関の決定

平成29年5月11日、実施機関は、1①に係る公文書として「徳島県農地関係事務処理要領」と特定して公文書公開決定を行い、1②に係る公文書については「○○に対して指導はしていないため、作成及び取得しておらず、保有していない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年5月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成30年11月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

公文書の中で、犯罪を犯した資料を情報開示しているのに、協議した資料等がないとはおかしく、これら隠す行為は、正に枉法行為そのものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、○○（以下「本件法人」という。）への指導は行っていないため、本

件請求に係る公文書の作成及び取得はしていないことから、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年11月30日	諮問
令和3年11月15日	審議（第186回審査会）
同 年 12月16日	審議（第187回審査会）
令和4年1月14日	審議（第188回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

審査請求の理由中で「犯罪」と言われているのは、審査請求人が公文書公開請求書で引用している平成〇〇年〇月〇日の新聞記事の内容から〇〇（以下「本件法人」という。）から土地造成工事を請け負った特定事業者が当該工事で発生する土石の仮置き場として農地転用許可を得ていない第三者の農地を使用していたという農地法違反の転用事案（以下「本件違反転用」という。）を指すものと推察される。

よって、本件請求は、当該特定事業者の本件違反転用について、実施機関が本件法人に対して指導したことが分かる文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開を求めるものと解される。

なお、本件請求の公文書公開請求書には「〇〇」と記載されているが、上記の新聞記事を引用していること、及び審査請求人が同じ新聞記事を引用又は添付して本件法人が関係する本件違反転用について度々公文書公開請求や審査請求をしている経緯があることから、実施機関が請求書の誤記として「〇〇」と解釈したことについて誤りがあるとは認められない。

2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関は、本件法人に対して指導を行っていないことから本件対象公文書を保有していない旨主張しているため、以下、本件対象公文書の保有の有無について検討する。

本件違反転用は、本件法人から土地造成工事を請け負った特定事業者が第三者の農地を耕作以外の目的で使用したものであり、農地法（昭和27年法律第229号）第5条の許可を必要とするものであったにもかかわらず、事前に許可を受けていないものであった。同条の許可申請は、農地の所有者と当該農地を使用する者が当事者とな

るので、その許可申請に係る行政指導の相手方も当事者たるこれらの者になるのが通常であり、本件事案においては当該特定事業者と農地所有者がこれに当たる。

また、農地法第5条の許可申請手続を見ると、申請書類の提出先は市町村の農業委員会であり、農業委員会は許可について意見を附して都道府県知事に進達するとされていることから、申請書提出時における行政指導は第一義的には市町村の農業委員会が行うものと解される。

審査会において確認したところでは、本件違反転用について、本件事案の特定事業者と農地所有者は〇〇農業委員会（以下「〇農業委員会」という。）及び実施機関の指導に従って農地法第5条の転用許可申請をする予定であったことから、実施機関が、〇農業委員会を差し置いて、かつ、転用許可申請の直接の当事者ではない本件法人に対して何らかの行政指導を行う特段の必要性があったとは認められない。

審査請求人は「犯罪を犯した資料を情報開示している」ことを本件対象公文書が存在する理由としているが、犯罪を犯した「資料」が具体的に何であるかの言及はない。当審査会が該当文書について確認したところでも、本件請求があった平成29年4月から審査請求があった同年5月31日までの間に審査請求人に公開された公文書で本件違反転用や本件法人に関係するものとして、答申第215号の事案において公開された2件の業務報告書を確認したが、当該業務報告書を見分しても、本件法人に対して実施機関が行政指導を行うことを推定させる記述があるとは認められなかった。

3 本件処分の妥当性

以上のことから、審査請求人の本件対象公文書が存在するとの主張に根拠があるとは認められず、また、実施機関の本件法人への指導は行っていないことから本件対象公文書を作成又は取得していないとの説明に不自然、不合理な点は認められないことから、本件処分は妥当であると判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	